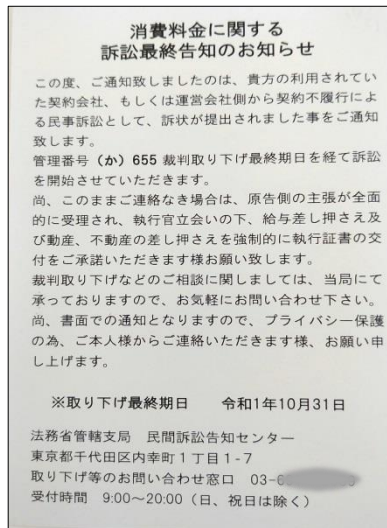


## 「消費料金に関する訴訟最終告知」のハガキに注意！

## 事例

本日、法務省管轄支局 民間訴訟告知センターから「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」のハガキが届いた。「訴状が提出された」「訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始する」などと書いてある。心当たりはない、情報提供する。 (市内60代女性)



## アドバイス

- 10月末以降、不審なハガキや封書が届いたとの相談が寄せられています。
- これらは、法務省の名称を不正に使用した架空請求です。「法務省管轄支局 民間訴訟告知センター」の名称で送付されますが、架空の団体であり、法務省とは一切関係がありません。
- ハガキや封書が届いても、絶対に問い合わせの電話番号に連絡をしないでください。
- 連絡すると相手に自分の電話番号が知られてしまい、供託金や和解金などの名目でお金を要求されます。
- このようなハガキや封書が届いたときは、消費生活センター・名寄警察署(☎2-0110)に相談してください。

## ●問い合わせ先

名寄市消費生活センター ☎(01654)2-3575

駅前交流プラザ「よろーな」2F

◆相談時間9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日・年末年始

